

那覇市 GIGA 指導者用端末及びソフトウェア賃貸借契約の
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市 GIGA 指導者用端末及びソフトウェア賃貸借契約
- (2) 数 量：別添「納品一覧」のとおり
- (3) 納入場所：別添「納品一覧」のとおり
- (4) 仕 様：別添「機器仕様書」のとおり
- (5) 機器導入の内容：別添「導入機器概要」のとおり
- (6) 納入期限：令和 7 年 8 月 31 日
- (7) 契約期間：令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日（60 ヶ月）
（那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 項に基づく長期継続契約）
- (8) 契約方法：那覇市長、落札者及びリース会社の 3 社による賃貸借契約とする。
- (9) 導入機器の他、導入機器概要及び各仕様書に示されている、各種費用（導入設置、設定、廃棄、操作説明等）を全て含めて入札に臨むこと。
- (10) 入札及び契約においては、各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものである。また、予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合がある。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日において、引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 那覇市内に本店又は支店等を有していること。
- (8) 別添「機器仕様書」に示した物品を納入できるものであること。

3 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、(様式 1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者(以下「登録業者」という。)は、第 2 号から第 13 号までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) (様式 1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
- (2) (様式 2)情報通信機器整備に係る取引実績表
(令和 7 年 4 月 1 日までの直近 2 年分の実績)
- (3) (様式 3)社屋(店舗)の写真等
- (4) (様式 4)誓約書
- (5) (様式 5)使用印鑑届
- (6) 印鑑証明書

- (7) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (8) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (9) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (10) 定款（法人のみ）
- (11) 登記事項証明書
法人：履歴事項全部証明書
個人：登記されていないことの証明
- (12) 身分証明書（個人のみ）
- (13) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿（官公需適格組合のみ）
- (14) その他市長が必要と認める書類

※印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、1 カ月以内に発行されたものを提出すること。

4 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

5 申請方法

- (1) 申請期限 令和 7 年 5 月 20 日(火) 午後 3 時まで
- (2) 申請先 那覇市教育委員会 学務課 学校支援室
- (3) 申請方法

① 登録業者

（様式 1）「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメールにて申請し、**原本**を郵送又は入札時に持参すること。メール送信後は、必ず学務課 学校支援室へ確認の電話をすること。

② 登録業者以外

（様式 1）「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメールにて申請し、期限までに（5/20 必着）申請書（原本）及び関係書類を添えて郵送又は持参すること。メール送信後は、必ず学務課 学校支援室へ確認の電話をすること。

6 入札の日時など

- (1) 日時 令和 7 年 5 月 22 日(木) 午後 2 時
- (2) 場所 那覇市立教育研究所 会議室
 （那覇市字大道 146-1 大道小学校敷地内 2 階）

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

ウ 登録業者のうち、「（様式 1）入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」原本を未提出の者は、その原本を提出すること。

※様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、当該契約期間の総賃貸借契約の金額（60ヶ月分）の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上とする。ただし、那覇市契約規則第8条の第1項各号に該当する場合は免除とする。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条の第1項各号に該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、学務課 学校支援室メールにて提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和 7 年 5 月 15 日(木) 午後 3 時まで

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 5 月 19 日(月) 午後 3 時までに、那覇市ホームページに回答を掲載する。

12 同等品の確認方法・回答

(1) 同等品確認の方法

同等品確認明細書に内容を記載し、同等品の仕様が確認できるカタログ等の写しを添えて、学務課 学校支援室にメールにて提出すること。メール送信後、必ず、確認の電話をすること。

同等品確認明細書は、全て基準品であっても提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 15 日(木) 午後 3 時まで

(3) 同等品確認に対する回答

令和 7 年 5 月 19 日(月) 午後 3 時までに、同等品確認明細書を提出した業者に対し、メールにて回答をする。

13 提携予定リース会社の報告

- (1) 提携するリース会社を設定して事前にメールにて「提携予定リース会社の報告」を提出し、原本は郵送又は入札時に持参すること。

リース会社是那覇市の登録業者（法制契約課の入札参加資格者名簿）の中から選定すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 20 日(火) 午後 3 時まで

お問い合わせ先

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

担当：上原、前田

T E L : 098-917-3441 F A X : 098-886-7043

メール：johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp

